

飯山市地域公共交通会議規約

(目的)

第1条 飯山市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客に利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般貸切・乗用旅客自動車運送事業者
- (4) 関係する都道府県バス・タクシー協会
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 北陸信越運輸局長（長野運輸支局長）又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) その他交通会議が必要と認める者

(交通会議の運営)

第4条 交通会議に会長をおき、構成員の中から互選により選任する。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 交通会議の議決の方法は、出席者の総意によるものとする。
- 5 交通会議は原則として公開する。
- 6 交通会議の庶務は、飯山市総務部企画財政課において処理する。

(協議結果の取扱い)

第5条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第6条 交通会議は、必要に応じて第3条の(1)から(3)、(5)及び(8)に定める構成員による幹事会をおくことができる。

- 2 幹事会は交通会議の運営及び旅客運送の実施における軽微な時刻改正や便数の変更等必要な事項を処理する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

平成19年3月6日 施行